

第3回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時 令和3年12月23日（木）午前10時～
- ・場所 大阪市役所 5階 特別会議室

（事務局
・こども青少年局企画部企画課
・教育委員会事務局総務部教育政策課）

次 第

開 会

- ・プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・会議出席者の紹介

議 事

- 1 支援に向けた取組について
 - (1) 国の取組（第5回PT会議（9月14日） など）
 - (2) 本市の取組
- 2 その他

資 料

- P 1 国の連携プロジェクトチーム報告書(5月17日)まとめ
- P 2 国の取組(令和4年度概算要求など)
- P 3 気づきから支援につないでいく流れ(対応イメージ)
- P 4 本市における対応(全体)
 - ア 早期発見・把握編
- P 5
 - ・動画配信型研修等について(実施済)(実施予定)
- P 7
 - ・市立中学校生徒への実態調査について
- P 8
 - ・市立高校生徒への実態調査について
- イ 支援策の推進編
- P 11
 - ・1人1台学習者用端末を活用した、いじめ等の相談申告機能の充実について
- P 12
 - ・各区役所における相談窓口の設置について
- P 14
 - ・市立中学校教員へのアンケート結果について
- P 17
 - ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実について
- P 18
 - ・(仮称)ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業について

参考資料

- 参考資料 1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱
- 参考資料 2 第3回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議出席者名簿
- 参考資料 3 市立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果について(概要)

振り返り：第2回会議での意見について

- サービスが提供されていないときにどういう介護体制なのか、ケアマネージャーがチェックする、専門職として無理が無いのか客観的に見ていくことが必要。
- 安心して本心を話せる場、大阪市でも施策としてこどもの居場所、学習支援をしているので、そういった場で関わる大人たちがアンテナを高くすることが大事。
- （児童虐待対策では）こういうことに気づいたら言ってほしい、などのビラを作って一般市民にも分かりやすくして配って、見守りの目を増やしている、ヤングケアラー版があれば。
- 地域の人は見つけたけど、どうしたらいいのかという話になるので、学校だけではなく地域の中に窓口を作って、発見されたらキャッチができる仕組みがあるとより良い。

➡ 各関係者の気づきの感度を上げ、気づきから支援につないでいく流れの構築が必要

- 家事援助の強化は重要だが、知らない人に家に入ってほしくない、それだったら自分がするとなるので、ヤングケアラーの立場に立って寄り添う支援、伴走型支援が必要。
- こども食堂など居場所でキャッチしていくことが重要。安心して話をできる人、場所が非常に大切。

➡ 支援につないでいくためには、安心して話ができる関係性が必要

- （学校現場としては）ヤングケアラーになっているのかどうかこどもたちの自覚、先生方の自覚も含め、全体の理解を深めるという意味でも、専門家の方々（スクールカウンセラー）をより手厚く配置していただけると非常に有難い。

➡ チーム学校の充実が必要

1 国の取組（第5回PT会議(9月14日) など)

(1) 国の連携プロジェクトチーム報告書(5月17日)まとめ

今後取り組むべき施策		ポイント
ア 早期発見・把握		
(ア) 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティアへのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	推 進	・ 学校での把握、医療機関・福祉事業者の関わりがある場合の把握、地域や民間の目で把握するための研修等の推進
(イ) 地方自治体における現状把握の推進	推 進	・ 支援を適切に行うとともに、問題意識を喚起するためには、地方自治体単位での実態調査が有効
イ 支援策の推進		
(ア) 悩み相談支援	地方自治体の事業の支援を検討	・ 子どもにとって、役所など公的機関への相談は心理的なハードルが高いことがうかがえる。支援団体等を活用した悩み相談を行う事業の支援を検討
(イ) 関係機関連携支援	支援体制の在り方を検討	・ どのような具体的な支援があるのか、どこが窓口となるのかなどを明確にしておくことが必要 ・ 適切な福祉サービスへのつなぎなどを行う福祉職や窓口機能の効果的な活用を含め支援体制の在り方を検討
(ウ) 教育現場への支援	配置支援	・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局による必要な支援につなぐための教育相談体制を充実
(エ) 適切な福祉サービス等の運用の検討	地方自治体等へ周知	・ 子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護者」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、アセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知
(オ) 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	支援の在り方を検討	・ 支援が必要なひとり親家庭に対する生活支援を推進するとともに、困難な状況にある家庭に対する家庭支援の在り方を検討
ウ 社会的認知度の向上		
2022年度から2024年度まで集中取組	当面、中高生の認知度5割をめざす	・ 「「ヤングケアラー」認知度向上キャンペーン」（仮称）を実施

(2) 国の取組(令和4年度概算要求など)

今後取り組むべき施策		対応状況（令和4年度概算要求など）
ア 早期発見・把握		
(ア) 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティアへのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進		○【新規】福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員の研修等を支援 ○【R3】小学生及び大学生に対する実態調査並びに国民を対象とした認知度調査の実施
(イ) 地方自治体における現状把握の推進		○【新規】実態調査を支援
イ 支援策の推進		
(ア) 悩み相談支援		○【新規】関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーター配置、ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体、オンラインサロンの設置運営等に支援（モデル事業） ○【新規】家族介護者を支援するために、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアル作成の支援（都道府県向け）
(イ) 関係機関連携支援		○【R3】他機関連携による支援の在り方に関する調査研究の実施
(ウ) 教育現場への支援		○【拡充】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
(エ) 適切な福祉サービス等の運用の検討		○【R3】（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） 7月12日付け事務連絡により、ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援実施にあたっての留意事項、居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる育児支援の取り扱いを周知 ○【R3】（厚生労働省老健局） ヤングケアラーがいる場合のケアマネジメントの留意事項、家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いに関する調査研究の実施 ○【検討】病院が福祉や介護、教育機関と連携して支援につなげた場合、診療報酬を加算
(オ) 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援		○【新規】育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援、家事・育児支援等の実施（モデル実施）
ウ 社会的認知度の向上		
令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」とする		○【拡充】社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施 ○【新規】全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促し、ヤングケアラーの相互ネットワークを形成